# 「平成30年度中小企業等の技術情報管理状況等調査事業」に関する 委託契約書

株式会社三菱総合研究所(以下「甲」という。)は、\*\*\*\*(以下「乙」という。)と、甲が経済産業省(以下「丙」という。)から受託した「平成30年度中小企業等の技術情報管理状況等調査事業」について、その一部を乙に対して再委託するに際し、以下により委託契約を締結する。

目 申は、「平成30年度中小企業等の技術情報管理状況等調査事業」(以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

委 託 金 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、 \*\*\*\*円 (消費税及び地方消費税額\*\*\*\*円を含む。)、 を上限とする。

委 託 期 間 平成●●年●月●●日から平成●●年●月●●日まで

実績報告書の提出期限 委託業務完了の日の翌日から10日以内の日、又は 平成●●年●月●日のいずれか早い日まで

納 入 物 成果報告書 電子媒体(CD-R)1部

納 入 場 所 甲の指示する場所

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1 通を保有する。

平成30年●月●●日

甲 東京都千代田区永田町二丁目10番3号 株式会社三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝

乙 住所社名代表者職名 氏名

(実施計画書(仕様書)の遵守)

- 第1条 乙は、本契約に明記されていると否とを問わず、関係法令諸規則(要綱等を含む。) を遵守し、別紙1の実施計画書(仕様書)(以下「仕様書」という。)に従って委託業 務を実施しなければならない。
- 2 乙は、自らの責任において委託業務を遂行するものとし、第三者の権利処理(第三者 が所有又は管理する知的財産権の実施許諾や動産・不動産の使用許可の取得等を含む。) が必要な場合には乙の費用及び責任で行うものとする。甲の指示により、委託者名を明 示して業務を行う場合も同様とする。
- 3 甲は、委託業務及び納入物に関して、約定の委託金額以外の支払義務を負わない。本 契約終了後の納入物の利用についても同様とする。委託金額には委託業務の遂行に必要 な諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。

### (納入物の提出)

第2条 乙は、委託業務についての納入物(以下単に「納入物」という。)を完了期限までに甲に提出しなければならない。納入物の所有権は、第12条第1項の検査後、納入物が甲に引き渡されたときに、乙から甲に移転する。

## (知的財産権の帰属及び使用)

- 第3条 本契約の締結時に乙が既に所有又は管理していた知的財産権(以下「乙知的財産権」という。)を乙が納入物に使用した場合には、甲は、当該乙知的財産権を、仕様書記載の「目的」のため、仕様書の「納入物」の項に記載した利用方法に従い、本契約終了後も期間の制限なく、また追加の対価を支払うことなしに自ら使用し、又は第三者に使用させることができる。ただし、仕様書に明確な利用方法等が定められていない場合には、甲は、仕様書記載の「目的」のために甲が相当と認める方法で自ら使用し、第三者に使用させることができる。なお、本契約において納入物の「使用(利用)」には、納入物の改良・改変をはじめとして、あらゆる使用(利用)態様を含む。また、本契約において「知的財産権」とは、知的財産基本法第2条第2項所定の知的財産権をいい、知的財産権を受ける権利及びノウハウその他の秘密情報を含む。
- 2 乙は、納入物に第三者の知的財産権を利用する場合には、第1条第2項に従い、乙の費用及び責任において当該第三者から本契約の履行及び本契約終了後の甲による納入物の利用に必要な書面の許諾を得なければならない。なお、第三者より当該許諾に条件を付された場合には(以下「第三者の許諾条件」という。)、乙は、納入物に第三者の知的財産権を利用する前に、甲に対して第三者の許諾条件を書面で速やかに通知しなければならない。甲は、当該第三者の許諾条件に同意できない場合には、本契約の解約又は変更を含め、乙に対して協議を求めることができる。甲が当該条件に同意した場合、乙は、委託業務の遂行及び納入物の作成にあたって第三者の許諾条件を遵守することにつき全責任を負う。
- 3 甲は、第三者の許諾条件を遵守することを条件として、本契約終了後も期間の制限な しに、納入物の利用に必要な範囲で、前項の第三者の知的財産権を自由かつ対価の追加 支払なしに使用し、又は第三者に使用させることができる。
- 4 委託業務の遂行中に納入物に関して乙(甲の同意を得て一部を再委託する場合は再委 託先を含む。)が新たに知的財産権(以下、「新規知的財産権」という。)を取得した 場合には、乙は、その詳細を書面にしたものを納入物に添付して甲に提出するものとす る。新規知的財産権は委託金以外の追加支払なしに、納入物の引渡しと同時に乙から甲 に譲渡され、甲単独に帰属する。

- 5 前項の規定にかかわらず、著作権等については第26条の定めに従う。
- 6 乙は、本契約終了後であっても、知的財産権の取り扱いに関する本契約の約定を自ら 遵守し、また再委託先に遵守させることを約束する。
- 7 委託業務又は納入物に関して、第三者の知的財産権の侵害に関する紛争その他第三者 との間で何らかの紛争が発生した場合には、当該紛争の解決については乙が全責任を負う。

## (計画変更等)

- 第4条 乙は、実施計画を変更しようとするとき(事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用(人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。)の場合を除く。)は、あらかじめ様式第2により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

## (全部再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

## (再委託)

第6条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)してはならない。

## (履行体制)

- 第7条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、前条第2項記載の再委託先の承認(再委託先の変更の承認を含む。)以外の事由により別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1)委託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称変更又は 住所移転の場合。
  - (2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。
  - (3) 別紙4の軽微な再委託に該当する場合。
- 3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたと きは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

## (再委託に係る承認申請等の特例)

第8条前条第2項の履行体制図変更届出を要する事実が、第4条第1項の実施計画の変更に付随して生じる場合は、第4条第1項の計画変更承認申請にこれを含めることができる。この場合、その承認された範囲内において、再委託に関する承認を得た又は履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

#### (債権譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に 譲渡し、又は承継させてはならない。

## (監督等)

- 第10条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければ ならない。
- 2 乙は、甲が定める監督職員から要求があるときは、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

## (委託業務完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに、様式第5により作成した委託業務 完了報告書を甲に提出しなければならない。

## (委託業務完了の検査)

- 第12条 甲は、前条の委託業務完了報告書を受理した日から10日以内の日(当該期間の末日が休日に当たるときは、当該末日の翌営業日を当該期間の末日とする。)又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。
- 2 甲は、前項の確認を行った後に、乙が納入物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該 納入物の引渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による引渡しの前においても、納入物の全部又は一部を乙の承諾を 得て使用することができる。

## (実績報告書の提出)

第13条 乙は、様式第6により作成した実績報告書を約定期限(当該期間の末日が休日 に当たるときは、当該末日の前営業日を当該期間の末日とする。)までに甲に提出しな ければならない。

#### (支払うべき金額の確定)

第14条 甲は、第12条第1項の確認及び納入物の引渡しを受けた後、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由(丙から金額の訂正を求められた場合を含む。)が判明した場合も、同様とする。

## (支払)

第15条 乙は、前条の通知を受けた後に、様式第7により作成した精算払請求書を提出する。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受理した日から30日以内の日(当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。)までの期間(以下「約定期間」という。)内に支払を行わなければならない。

### (遅延利息)

第16条 甲は、約定期間に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の 日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅 延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣 が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。) を乗じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

### (契約の解除等)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ち に解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託金その他これまでに履行され た委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
  - (1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
  - (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
  - (3)本契約の履行に関し、乙若しくは再委託先(甲が受理した履行体制図記載の再々委託先及びそれ以下の委託先を含む。)又はこれらの使用人等に不正の行為があったとき。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

#### (延滞金)

第18条乙は前条第2項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であって、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

## (帳簿等の整備)

- 第19条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての 証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
  - (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
  - (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

## (現地調査等)

- 第20条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 甲は、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、前項に基づく現 地調査等のほか、乙の立ち会いのもとに、別紙2の履行体制図に記載された事業参加者 に対し、現地調査等を行うことができる。この場合、乙は当該現地調査等を行うことに ついて、事業参加者が同意するように必要な措置をとるものとする。

## (故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

- 第21条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。
- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏ま えて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができ る。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額 の納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した利息を付すことが できる。

## (乙による公表の禁止)

第22条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

## (情報セキュリティの確保)

- 第23条 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託業務による作業の一切(甲より開示された資料や情報を含む。)について、 秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 3 乙は、委託業務のために甲から提供される情報については、委託業務の目的以外に利用してはならない。

なお、前項及び本項の規定は委託業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有する。

- 4 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が提供した紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、様式第10により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。
- 5 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 6 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 7 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条、次条及び第24条の3に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

### (外部公開ウェブサイトにおける情報セキュリティ対策)

- 第24条の2 乙は、委託業務の実施に当たって、外部公開ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)を構築又は運用する場合には、様式第11により作成したウェブサイト構築又は運用届出書を甲に提出しなければならない。甲はウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、乙に変更を求めることができる。
- 2 乙は、ウェブサイトを構築又は運用するプラットフォームとして、乙が管理責任を有

するサーバー等がある場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバー等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、重要なセキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。また、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。

3 乙は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に従うものとする。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを甲に提出しなければならない。

なお、チェックリストの結果に基づき、甲から指示があった場合には、その指示に従 うものとする。

4 乙は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、原則として、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」(以下「政府ドメイン名」という。)を使用しなければならない。

なお、委託業務の完了、甲の指示、その他の理由により当該政府ドメイン名を使用しないこととなった場合、乙は、甲の指示に従って当該ドメイン名を処分し又はその他甲が指示する措置を講じなければならない。

(情報システムにおける情報セキュリティ対策)

第24条の3 乙は、情報システムの構築、運用、保守若しくは点検又はソフトウェアの開発においては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年度版)及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」(平成18・03・24シ第1号)に基づく、情報システムのセキュリティ機能による対策、標的型攻撃等の脅威への対策及びアプリケーション・コンテンツの作成・提供時の対策並びに端末・サーバー装置、電子メール等情報システムの構成要素の対策を講じなければならない。

#### (個人情報等の取扱い)

- 第25条 乙は、甲から預託された個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第2項及び第3項に規定する個人情報をいう。)及び行政機関非識別加工情報等(行政機関個人情報保護法第44条の15に規定する行政機関非識別加工情報等をいう。) (以下「個人情報等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、 事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする(以下、本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。)。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第12により作成した

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合 は、この限りでない。
  - (1) 甲から預託された個人情報等を第三者(前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 5 乙は、甲から預託された個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査体制・検査手続等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報等の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙(再委託先があるときは再委託 先を含む。)の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報等の管理が適切に行 われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 7 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、様式第10により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報等により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、甲から預託された個人情報等以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報等(甲から預託された個人情報等を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為(再委託先による違反行為を含む。)に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 11 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、 又は自ら取得した個人情報等について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由によ り本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

### (著作権等の帰属)

第26条 納入物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、乙、乙以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。)は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に乙から甲に譲渡され、甲単独に帰属する。乙は、甲が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 本契約締結日現在乙、乙以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が 納入物に含まれている場合であっても、甲は、納入物の利用のため、本契約期間中及び 契約終了後において、納入物全体を甲の著作物として使用し、改変し、また第三者に使 用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で乙から甲に別段の 通知がなされたもの(又は通知の対象となった特定部分)についてはこの限りでない。
- 3 乙は、納入物(本契約においては、委託業務により新規に作成されたキャラクター等 自体を含む。)に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該 著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよ うに必要な措置をとるものとする。
- 4 乙は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、 必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備すると共に、 再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

## (甲による契約の公表)

- 第27条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲又は 丙が公表することに同意する。
- 2 乙は、第7条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

## (契約書の解釈)

- 第28条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。
- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項について は、甲、乙協議の上決定する。
- 3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

#### 特記事項

## 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
  - (1)本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
    - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
    - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
    - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の 通知があったとき
  - (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規 定する刑が確定したとき
  - (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の

刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定 したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
  - (1)独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
  - (2)独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
  - (3)独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、 甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することがで きる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支 払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金(損害賠償額の予定)の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して

いるとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## (下請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

## (損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより 乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に 損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、 甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することがで きる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支 払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金(損害賠償額の予定)の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

### (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係 者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。) を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、 速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力 を行うものとする。

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

計画変更承認申請書

契約書第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名

契約締結日	契約締結時の記号番号	
契約件名		

2. 委託金額(委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。)

委託金額	

3. 業務の進捗状況 (業務内容ごとに、簡潔に記載すること。)

業務の進捗状況	

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響(詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。)

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容(複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。)

再委託先の氏名又は名称及	
び住所	
再委託先が業務を終了すべ	
き時期	
再委託する(又は再委託先を	
変更する)理由	

6. 履行体制図(契約書別紙2に準じ、作成すること。)

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この申請書の提出時期:計画変更を行う前。)

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

再委託に係る承認申請書

契約書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

2. 再委託内容(複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。)

再委託先の氏名又は名称及 び住所	
再委託先が業務を終了すべ き時期	
再委託する(又は再委託先を 変更する)理由	

3. 履行体制図(契約書別紙2に準じ、作成すること。)

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この申請書の提出時期:再委託を行う前。)

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

履行体制図変更届出書

契約書第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

2. 履行体制図(契約書別紙 2 に準じ、作成すること。なお、再々委託先及び、それ以下の委託先の変更、追加の場合も必ず作成すること。※別紙 4 軽微な再委託は除く。)

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この届出書の提出時期:履行体制変更の意思決定後、速やかに。)

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

委託業務完了報告書

契約書第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

### 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号	
契約件名		

### 2. 委託金額

委託金額

3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限

4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日

(この報告書の提出時期:委託業務が完了した後、直ちに。)

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

実績報告書

契約書第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

### 2. 委託金額

委託金額	

3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	

4. 委託業務実施期間中の進捗管理状況 (注1)

日程	対応者	連絡事項

- 5. 委託業務に要した経費
- (1)支出総額

総括表(注2)

(単位:円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

- (2) 支出内訳(実施計画書中、支出計画の例により作成すること。)
- ※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

#### <記載要領>

(注1): 委託業務実施期間中の進捗管理状況は、以下の記入例のように記載する。

日程	対応者	連絡事項
○年○月○日	・経済産業省○○局○○課 ○○課長補佐 ・○○株式会社○○部長	<ul><li>・○○○○事業の中間報告</li><li>・今後のスケジュール</li></ul>
○年×月×日	<ul><li>・経済産業省××局××課</li><li>××係長</li><li>・××株式会社××課長</li></ul>	・×××××調査に係る出張報告 ・今後のスケジュール

#### (注2): 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・区分 支出計画中の区分経費の名称を記載する。
- ・委託金額 区分経費ごとに、委託金額(計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額)を記載する。
- ・流用額 支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。
- ・消費税等組入額 区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。
- ・流用等後額 委託金額、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・支出実績額 委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。

なお、一般管理費の額は、支出計画において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する支出 実績額の合計額に、支出計画における一般管理費の実質率(計画変更の承認を行った場合は当 該変更後の実質率)を乗じて得た額を超えてはならない。

・受けるべき委託金の額 区分経費ごとに、流用後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

総括表(記入例) (単位:円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
1.人件費	1,000,000	-10,000	79, 200	1, 069, 200	1, 069, 200	1, 069, 200
2.事業費	1,000,000	-10,000	79, 200	1,069,200	1,069,200	1, 069, 200
3. 再委託費	500,000	20,000	41,600	561,600	561,600	561,600
4.一般管 理費	200,000	ı	16, 000	216,000	213, 840	213, 840
小計	2, 700, 000	1	1	-	1	-
消費税及 び地方消 費税相当 額	216, 000	-	-	-	-	-
合計	2, 916, 000	Ī	216,000	2, 916, 000	2, 913, 840	2, 913, 840

(この報告書の提出時期:約定期限まで。)

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

精算払請求書

契約書第16条第1項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

### 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

2. 請求金額(単位は円とし、算用数字を用いること。)

- : #17.7.22#/ (    2.1011.00 0	· ) / / / / / / / / / / / / / / / / / /
請求金額	

### 3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(この請求書の提出時期:契約書第15条の通知を受けた後。)

 記
 号

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

返却又は廃棄等報告書

契約書第26条第4項又は第27条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

#### 2. 返却又は廃棄等の方法

NO	資料名	媒体	返却・廃棄 の別	個人情 報等の 有無	返却・廃棄の方法

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この報告書の提出時期:資料の返却又は廃棄等後、速やかに。)

 記
 号
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

住所名称代表者氏名印

ウェブサイト構築又は運用届出書

契約書第26条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

### 2. ウェブサイト

外部公開ウェブサイト名									
ドメイン名 (URL)									
構築・運用の別			構築		`	運用	`	構築及び運用	
外部公開ウェブサイトの目的									
外部サイトの運用期間	自	年	月	日	`	至	年	月日	
ウェブアプリケーションの有 無						有	`	無	

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この届出書の提出時期:ウェブサイト構築又は運用の意思決定後、速やかに。)

株式会社 三菱総合研究所 代表取締役社長 森崎 孝 殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第27条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

#### 1. 契約件名等

契約締結日	契約締結時の記号番号
契約件名	

2. 実施体制図(契約書別紙2の履行体制に準じ、作成すること。なお、再々委託先及びそれ以下の委託先の変更、 追加の場合も必ず作成すること。)

変更前	変更後				

3. 取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

取扱業務の再委託先の 氏名又は名称	取扱業務の再委託 先の住所	再委託する理由	個人情報等の内容	再委託する業務の 概要

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

(この申請書の提出時期:甲から預託された個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。)